

**平成28年1月1日より申請手続きの際、マイナンバーが必要になります。
マイナンバーが分かるようにして、お手続きにお越しく下さい。**

●更新申請する方

受給者証の認定区分に「医療用2年目」または「手帳用2年目」と書いてある方

- ①申請書 役場にあります。
- ②自立支援医療(精神通院医療)用の診断書
診断書の様式は、役場にあります。医療機関を受診し、診断書を書いてもらいます。申請手続きは診断書が出来上がってからになります。
- ③精神通院する方の保険証
- ④課税または非課税証明書(役場の税務住民課でとれます。)
- ⑤課税または非課税証明書の証明手数料
(精神通院する方+前述の③の保険証を使用している世帯の方)×300円
- ⑥障害年金を受給している方は直近の年金振込通知書
- ⑦家族等が申請する場合は印鑑
- ⑧精神通院する方のマイナンバー (通知カード、個人番号カード、住民票など)

受給者証の認定区分に「医療用1年目」または「手帳用1年目」と書いてある方

- ①申請書 役場にあります。
- ②有効期間内の自立支援医療(精神通院医療)受給者証
- ③精神通院する方の保険証
- ④課税または非課税証明書(役場の税務住民課でとれます。)
- ⑤課税または非課税証明書の証明手数料
(精神通院する方+前述の③の保険証を使用している世帯の方)×300円
- ⑥障害年金を受給している方は直近の年金振込通知書
- ⑦家族等が申請する場合は印鑑
- ⑧精神通院する方のマイナンバー (通知カード、個人番号カード、住民票など)